

埼玉県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 埼玉県地域がん登録事業は、がん対策基本法（平成18年6月23日法律第98号）第17条第2項の規定及び健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第16条の規定に基づき、埼玉県内におけるがん患者に係る情報を登録し、がんの罹患率及び生存率の計測等を行い、埼玉県におけるがん対策の評価及び推進を図るとともに、県内におけるがん医療水準の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 埼玉県地域がん登録事業は、医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て、埼玉県（以下「県」という。）が実施する。

(運営について)

第3条 県は、地域がん登録事業を効果的・効率的に実施するため、埼玉県がん対策推進協議会の指導・助言を得て地域がん登録事業を実施するものとする。

(登録管理者)

第4条 県は、地域がん登録事業の管理・運営に係る責任者として登録管理者を置く。

(事業内容)

第5条 県は、地域がん登録室（以下「登録室」という。）を設置し、国立がん研究センターの定める標準方法に基づき、次の業務を実施する。

- (1) がん対策に必要な情報の収集
 - (2) 収集した情報の登録及び管理
 - (3) 登録した情報の集計及び解析
 - (4) その他事業の推進に必要な事項
- 2 登録室は、埼玉県立がんセンター内に設置する。

(登録の対象)

第6条 登録の対象は、県内に住所を有する者が医療機関で次のとおり診断されたものとする。

- (1) 上皮内がんを含む全悪性新生物
- (2) 頭蓋内のすべての腫瘍（良性及び良・悪性の別が不詳のものも含む）

(個人情報の保護)

第7条 本事業は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年12月21日埼玉県条例第65号）の趣旨に鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護に十分配慮しながら実施する。

(情報の収集)

第8条 県は、次の各号に掲げる、がん患者の罹患情報、人口動態調査死亡票の写し（人口動態調査令施行規則〔昭和23年厚生省令第6号〕第6条に定める様式第2号。以下「死亡小票」という。）及びがん患者の生存情報を収集する。

(1) がん患者の罹患情報

医療機関は、第6条に規定する疾患を診断したときは、埼玉県地域がん登録事業事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に定めるところにより、埼玉県悪性新生物患者届出票（第1号様式。以下「届出票」という。）を登録室に届け出る。

(2) 死亡小票

保健所は、事務処理要領に定めるところにより、死亡小票の写しを登録室に提出する。

(3) がん患者の生死情報

県は、事務処理要領に定めるところにより、一定の期間が経過した時点において死亡情報を得ていないがん患者について、関係市町村の協力を得て、住民票照会を行い、生死の状況を確認するものとする。

(情報の登録)

第9条 県は、前条各号に規定する情報を取得したときは、内容を確認し、所要事項を登録する。

(集計及び解析)

第10条 県は、前条の規定に基づき登録した情報について必要な集計、解析を行う。

(結果の公表)

第11条 県は、前条の規定に基づき集計、解析した結果を公表する。

(情報の提供)

第12条 県は、本事業によって得た情報について、個人情報の保護に十分配慮しつつ、保健医療の向上に資し、必要と認められる場合には、申請に基づき提供することができる。

2 提供方法等手続については、別に定める。

(秘密の保持)

第13条 本事業の実施に携わるすべての者は、この業務に関連して得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(事業の周知)

第14条 県は、医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て、地域がん登録の周知を図る。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、地域がん登録事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。